

平成 2 5 年 1 0 月 4 日

亀岡市議会議長 木曾 利廣 様

発議者 湊 泰孝

馬場 隆

中村 正孝

藤本 弘

石野 善司

西村 克己

#### 意見書案の提出について

別紙意見書案を当市議会の議決をもって、それぞれの宛先に提出されたく、亀岡市議会会議規則第 1 4 条の規定により提出します。

## 台風18号に伴う災害対策に関する意見書（案）

9月15日から16日にかけての台風18号による豪雨により、亀岡市においても河川の氾濫や土砂崩れが発生し、多数の家屋や保津川下りをはじめとする観光施設、地元中小企業等、500棟を超える床上・床下浸水等による多大な被害が発生した。さらに収穫前の300ヘクタールを超える田畑やJR亀岡駅等の線路、市内主要幹線道路も冠水し、社会資本に深刻な損害が発生した。

現在京都府におかれては、上桂川（保津川）は「10年に一度の治水安全度が確保された」としているところであるが、今回の災害はその範疇をはるかに超えたものとなった。したがって、被災地の復旧及び被災者の生活再建・復興には、地方自治体による対応だけでなく国による強力な支援が必要である。

については、国におかれては、被災者に対する支援、災害の早期復旧・復興及び災害に強い地域づくりに向け、次の事項について必要な措置を講じられるよう、強く要望する。

### 記

- 1 被災した道路、河川、溜池等の公共土木施設、農地、林道等の農林施設や社会福祉施設、学校等の文教施設、文化財等の災害復旧に対して支援を行うこと。
- 2 一級河川桂川（保津川）は、日吉ダムの建設と河川改修によって治水機能を果たすところであるが、今回、再度、多大な災害に見舞われたのみならず、下流域の嵐山や伏見区においても甚大な災害が発生したところである。したがって、淀川水系河川整備計画を再度検証し、災害防止に必要な抜本的改修を強力に進めること。
- 3 住宅被害を受けた被災者が、元の生活を取り戻すために必要な各種支援制度について、十分な財政措置を講じるとともに、迅速かつ柔軟な運用を行うこと。
- 4 被災中小企業に資金繰り支援を行うこと。
- 5 亀岡米、亀岡野菜等の農林業被害や畜産業被害について、経営意欲を後退させないよう特別措置を講じること。
- 6 今回の台風18号に伴う災害について激甚災害指定を行うとともに、復旧に要する経費に対し、特別交付税をはじめとする特段の財政措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成25年10月4日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
財務大臣  
総務大臣  
文部科学大臣

厚生労働大臣  
農林水産大臣  
経済産業大臣  
国土交通大臣  
内閣官房長官  
内閣府特命担当大臣（防災）

宛

亀岡市議会議長 木曾 利廣